

議会改革の行方―旭川市を例に

竹中英泰

議会基本条例の制定と市民との意見交換会
旭川市議会基本条例は、足かけ二年、二二回に及ぶ検討委員会を経て、平成二二年一月一〇日に可決された。この間、議員研修会のほか、年度をまたぐ二度の議員協議会（一次素案、二次素案）や市民説明会（一次素案で八カ所、二次素案は一カ所・一〇〇人余参加）を開催している。検討委員会はもとよりこれらの研修会や協議会はすべて公開されていた。「地方分権が進展する中において二元代表制の一翼を担う地方議会がその責任をより機能的に果たしていくことの重要性にかんがみ、実効性が高く、市民に見える議会改革について検討を行う」（設置趣旨）として「市民に見える」議論を経て可決に至っている。

制定後の平成二三年度には一〇カ所での市民との意見交換会を開催し、平成二四年度には一四カ所に増やして開催している。回を重ねる毎に議員・市民双方に熟度が高まりつつある。

議員定数・議員定数の検討（旭川市特別職等報酬審議会）

各自治体の人口比で上限数の定められていた議員定数は、平成二三年の地方自治法改正

でその上限枠が撤廃され、各自治体が自由に条例で定めることとなった。旭川市の場合、ピーク時の昭和五三年・四四人からみると、平成一一年に四人減で四〇人、平成一五年に四人減で三六人になり今日に至っている。

現行の議員報酬は、旭川市特別職報酬等審議会の答申（平成二三年五月）を受け議会審議を経て決定されており、月額五万五千〇〇〇円、このほかに期末手当等があつて、年間八五万九三〇〇円である。この現行額決定のもとになった審議会答申の末尾には、「なお、市議会議員の議員報酬については減額すべきであるとの意見もあつたところではあるが、内部経費削減のための一層の自助努力が行われることを強く期待し、据え置きとするものである」とあり、一層の自助努力が求められた（詳細は市のホームページ参照）。

旭川市議会議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会（平成二四年四月）

三井幸雄議長は、こうした経緯を受け市民各界の意見を聴くため検討懇談会の設置を決め、五回の会議を招集した。検討懇談会は二名の公募委員を含む八名で構成され、ほぼ一年にわたる討議を経て、平成二五年五月に報

告書を提出した。この間、議長は懇談会の求めに応じて、「定数・報酬に関するアンケート（平成二四年二月）」、及び「議員活動実態調査（平成二五年二月一日～二八日）」への協力を全議員に向けて要請した。議員の全員（三六名）がこの二つの調査に回答し、懇談会はそれらをもとに結論をまとめた。すなわち、定数については、一、二名の削減案を多数意見としてまとめ、七名の削減案及び一名の増員案を少数意見として付記した。議員報酬については据え置き案を多数意見としてまとめ、少数意見としてかつて可決はされなかつたものの議員提案のあつた二割削減案を付記した。

議会改革の行方

人口減を背景に低迷する地域経済にあつて、多くの自治体が行政改革を進めるなかで、議会改革は待ったなした。この報告書を受け今後議員間の討議を経て成案が議会に上程されることになる。その成否はともかくとして、この間の推移から少なくとも以下の三点はみえてくる。一つには市民に見える形で改革が進んでいること、二つには議長経由で検討懇談会が要請した二つのアンケートに議員全員が回答したこと、三つにはこうした全員の回答という議員行動が今後の議会活動の新たなエンジンとして力を発揮するのではないかとという期待である。

△たけなか ひでやす・旭川大学名誉教授

／旭川医科大学理事（非常勤）▽